

栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する栃木県地域づくり担い手育成事業業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

栃木県地域づくり担い手育成事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和4（2022）年3月18日（金）まで

3 業務目的

本県の総人口は2005年をピークに減少局面に入り、特に若年層の東京圏への転出超過が大きくなっている。今後の地域社会を担う人材の減少は、地域の活力の維持増進に多大な影響を及ぼすことから、若い世代に地域と関わる機会を提供し、将来の担い手としての活動につなげていくことは喫緊の課題である。

近年では、高校等において地域との連携を目的とした学習時間が設けられ、また大学においても地域づくりに関する学部が新設されるなど、県内でも若者の地域づくり活動への関心は高まりつつある。しかしながら、実際に自ら地域づくり団体等の活動に参加し、実践をしている者は一部に限られており、多くは興味関心を持ちながらも、地域活動の実践者や団体等との繋がりが少ないがために、参加に至る一歩を踏み出せていない現状がある。

そこで、本事業では、地域づくり活動に興味関心を持つ若者等が、年間を通して県内の地域活動の実践者や団体等の活動に集中的に関わる期間を設け、経験を積み、更には参加者一人一人に合った団体とつながることができるようマッチングし、その後の継続的な地域づくり活動に繋げていくための育成プログラムを提供する。また、既に地域づくりの実践に携わる者に対しては、団体の立ち上げから安定的な運営に役立つ手法や、地域づくり活動の先進事例の紹介、また、実践者同士のネットワークを構築するためのグループワーク等を取り入れたプログラムを提供し、継続的な活動につながるよう支援を行う。

これらの取組みを通して、本県の安定的な地域づくりの担い手の育成、確保につなげていくことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 地域づくり担い手育成プログラム

ア 目的 地域づくり活動に興味関心を持つ若者等が、年間を通して県内の地域活動の実践者や団体等の活動に集中的に関わる期間を設け、経験を積み、更には参加者一人一人に合った団体とつながることができるようマッチングし、その後の継続的な地域づくり活動につなげるもの。

イ 定員 約30名（県北地域 約10名、県央地域 約10名、県南地域 約10名）

- ウ 内容
- ① 体験活動参加団体概要説明会 1回
 - ※ 体験活動を受け入れる団体から、団体の概要及び活動の大まかな内容を紹介
 - ※ 併せて、参加者に対して体験活動を行う上での心得や注意点などをレクチャーし、意識を持ってもらう機会の提供
 - ② 体験活動（共通編） 計9回
 - ※ 内訳は、県北地域3回、県央地域3回、県南地域3回
 - ※ 各回、活動分野の異なる地域づくり団体（計9団体）の活動に参加
 - ※ 参加者の体験活動ごとに個別にフォローアップを実施
 - ③ 合同活動報告会 1回
 - ④ 参加者と地域づくり団体のマッチング会 1回
 - ※参加者一人一人に体験活動（共通編）を受けて、継続して体験活動を希望する団体とのマッチング支援を実施
 - ⑤ 体験活動（個別編）
 - ※ 参加者1名につき2～3回の体験活動の機会を提供
 - ※ 参加者の体験活動ごとに個別にフォローアップを実施
 - ⑥ 活動結果に関する参加者へのヒアリング会 1回
 - ※ 体験活動を終えた参加者に対し参加結果や今後の団体の活動への参加意向等についてヒアリングを実施
- エ 実施方法 新型コロナウイルス感染症防止対策として以下により実施すること。
- オンライン開催 3 (1)ウ①、③、④、⑥
- 現地開催 3 (1)ウ②、⑤
- ※ 現地開催の際は、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた上で実施すること

(2) 地域づくり担い手支援プログラム

- ア 目的 地域づくりの実践に携わる者に対して、団体の立ち上げから安定的な運営に役立つ手法や、地域づくり活動の先進事例の紹介、また実践者同士のネットワークを構築するためのグループワーク等を取り入れたプログラムを提供し、継続的な活動につながるよう支援を行うもの。
- イ 定員 各回約20名
- ウ 回数 最低5回程度
- エ 内容 地域づくりの組織的な活動を始め、軌道に乗せながら活動を強化・発展させる過程に必要な知識やノウハウを提供する講座、地域づくり活動の先進事例の紹介、参加者同士のネットワーク形成に資するワークショップ等を実施する。
- オ 実施方法 新型コロナウイルス感染症防止対策として全てオンラインにより実施すること。
- なお、内1回は、甲の「栃木県まちなか元気会議」構成員（市町行政職員）との合同開催とし、開催方法について別途甲と協議することとする。

(3) 全体管理業務

乙は、上記(1)、(2)の各プログラムを実施するほか、次の業務を行うこととする。

各プログラムの企画、広報、全体運営、体験活動を受け入れる地域づくり団体の選定及び日程調整、講師等の選定、参加者募集、参加者の管理、参加者と地域づくり団体とのマッチング支援、参加者のフォローアップ等、事業実施に必要な全ての業務

(4) スケジュール

次のとおり想定している。

区分	区域	7月～9月			10月～12月			1月～3月		
地域づくり担い手育成プログラム	県北地域	活動参加心得講座 ◆オンライン ◆団体概要説明会& ◆オンライン	体験活動 共通編	[団体A]	[団体B]	[団体C]	◆オンライン ◆合同活動報告会& ◆参加者と団体のマッチング会	体験活動 個別編	マッチングした団体での活動期間	◆オンライン ◆参加者へのヒアリング
	県央地域			[団体D]	[団体E]	[団体F]			マッチングした団体での活動期間	
	県南地域			[団体G]	[団体H]	[団体I]			マッチングした団体での活動期間	
地域づくり担い手支援プログラム	全県共通			期間中複数回(最低5回)で活動や団体運営に役立つ講座をオンラインで実施(内1回は「栃木県まちなか元気会議」の行政職員と合同開催)						

5 業務委託費の支払い等

- (1) 委託費は3,980,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限額とする。
- (2) 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

6 実績報告書等の提出

業務に当たり、下記の報告を提出すること。

- (1) 進捗状況報告

業務の進捗状況や結果について、月1回以上、記録(任意様式)を作成し、甲に報告すること。
- (2) 業務実績の取りまとめ、成果品の提出

4(1)から(3)に掲げる業務全ての完了後、参加実績や業務実施の様子を収めた写真、アンケート結果及び4(1)ウ⑥のヒアリング結果等の取りまとめを行い、その一式を成果品として提出すること。
- (3) 実績報告書

別途甲が定める様式により実施業務に係る実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。

- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、現地開催が困難となる場合は、開催方法について甲乙協議の上、改めて決定することとする。
- (4) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。
なお、他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。
- (5) 参加者の現地までの交通費や食費は、原則として参加者の自己負担とする。